

2026 年度
(令和 8 年度)

履 修 の 手 引

佐賀大学コスメティックサイエンス学環

目 次

はじめに.....	1
1 学年暦及び年間行事予定表.....	2
1-1 令和8年度 学年暦及び年間行事予定表	
2 教育研究組織.....	4
2-1 教育研究組織	
3 履修方法等.....	6
3-1 学籍番号	
3-2 授業科目	
3-3 履修手続	
3-4 単位	
3-5 成績が無効となる場合	
3-6 定期試験等における不正行為	
3-7 追試験	
3-8 再試験	
3-9 成績評価基準	
3-10 成績評価に対する異議申立	
3-11 卒業	
3-12 早期卒業	
3-13 転学部	
4 諸手続き・諸注意等.....	12
4-1 学生への通知・連絡	
4-2 学籍異動（休学願、退学願、復学願）	
4-3 証明書の交付	
4-4 住所変更等の届け出	
4-5 その他諸注意	
①授業の欠席について	
・感染症罹患による出校停止	
・やむを得ない事由による欠席	
②学生証について	
③佐賀大学からの緊急連絡について	
④火気の使用禁止	
⑤校舎内の整理、整頓	
⑥その他	
4-6 オフィスアワー	

5	カリキュラム	19
5-1	授業科目の区分	
5-2	教育課程の授業科目	
5-3	卒業に必要な単位数	
5-4	教養教育科目	
5-5	専門教育科目の区分	
5-6	卒業研究の履修認定と卒業研究発表会	
5-7	佐賀大学学士力、学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、カリキュラムマップ及び標準履修モデル	
5-8	カリキュラム表	
6	資格関係（取得可能な資格とその資格の説明、取得方法）	33
7	規則及び内規等	35
7-1	佐賀大学コスメティックサイエンス学環規則	
7-2	佐賀大学コスメティックサイエンス学環履修細則	
7-3	佐賀大学コスメティックサイエンス学環における卒業研究に関する細目	
7-4	佐賀大学コスメティックサイエンス学環における履修科目として登録できる単位数の上限等に関する内規	
7-5	佐賀大学コスメティックサイエンス学環における大学院先行履修科目の履修に関する内規	
7-6	佐賀大学コスメティックサイエンス学環における他の大学等における授業科目の履修等に関する取扱要領	
7-7	佐賀大学コスメティックサイエンス学環追試験及び再試験に関する内規	
7-8	佐賀大学定期試験実施要項	
7-9	定期試験受験心得	
7-10	佐賀大学における気象警報・避難情報発表時等における授業等の取扱いに関する要項	

はじめに

コスメティックサイエンス学環新入生の皆さんへ

新入生の皆さん、ご入学おめでとうございます。

この「履修の手引」は、「学生便覧」と共に、新入生の皆さんの大学生活においてとても大事な冊子となります。本冊子は、新入生の皆さんがこれから卒業までの間、学期ごと、年次ごとに、どのような授業科目を何単位履修しなければならないのかを、詳しく説明しています。

佐賀大学は、地域とともに歩みながら、学生一人ひとりの成長を大切にする総合大学です。その新たな教育の場として、令和8年度より「コスメティックサイエンス学環」が設置されました。本学環は、これまでの学問分野の枠を超え、化粧品を「科学」の視点から体系的に学ぶことを目的とした、特色ある学環です。

化粧品は、肌や身体を健やかに保つだけでなく、人々の生活の質（QOL）を高め、日常に彩りと自信をもたらします。その一方で、安全性や有効性、環境への配慮など、多くの課題にも向き合う必要があります。コスメティックサイエンス学環では、化学や生物学をはじめとする基礎的な学問から学び、実験や演習、PBL（課題解決型学習）などを通して、実社会で役立つ実践的な力を身に付けていきます。

大学での学びは、高校までの「教わる学習」から、自ら考え主体的に学ぶ「学修」へと大きく変わります。最初は戸惑うこともあるかもしれませんが、失敗を恐れず、さまざまなことに挑戦してください。本学環のカリキュラムは、皆さんが段階的に理解を深め、無理なく専門性を高められるよう構成されています。

この「履修の手引」は、コスメティックサイエンス学環で学ぶ上での道しるべとなる冊子です。教育の考え方や授業科目の区分、履修の方法などがまとめられていますので、ぜひ一度だけでなく、必要に応じて何度も読み返してください。自分自身の学修計画を立てる際の大切な参考になります。

大学生活は、学問だけでなく、人として大きく成長できる貴重な時間です。授業はもちろん、友人との交流、課外活動、地域との関わりなど、さまざまな経験を通して視野を広げてください。そうした一つ一つの経験が、皆さんの将来を支える力となります。

この「履修の手引」を活用し、4年間の大学生活を見通した計画的な学修に取り組んでください。

コスメティックサイエンス学環長 鯉川 雅之

1 学年暦及び年間行事予定表

1-1 令和8年度 学年暦及び年間行事予定表

令和8年度 学年暦及び年間行事予定表

月	日	曜	学 年 暦	行 事
4	1	水	前学期始、春季休業(4月3日まで)	
	2	木		令和8年度入学式
	6	月	オリエンテーション(4月8日まで)	各学部・研究科オリエンテーション・学生証配布
	10	金	前学期開講日	
5	30	土		全学統一英語能力テスト(TOEIC)
6	6	土		全学統一英語能力テスト(TOEIC)予備日
7	24	金		前学期定期試験時間割発表
	31	金		前学期定期試験(8月6日まで)
8	7	金		交換留学生終了式
	8	土	夏季休業(9月30日まで)	
9	25	金		令和8年度学位記授与式<9月期>
	30	水	前学期終	
10	1	木	開学記念日、後学期始、後学期開講	
	2	金		令和8年度大学院入学式<10月期>
12	25	金	冬季休業(1月7日まで)	
1	16	土		令和8年度大学入学共通テスト(1月17日まで)
	23	土		全学統一英語能力テスト(TOEIC)
	30	土		全学統一英語能力テスト(TOEIC)予備日
2	1	月		後学期定期試験時間割発表
	8	月		後学期定期試験(2月15日まで)
	17	水		交換留学生終了式
	25	木		令和9年度個別学力検査(前期日程)入学試験(2月26日まで)(予定)
3	12	金		令和9年度個別学力検査(後期日程)入学試験(予定)
	25	木		令和8年度学位記授与式<3月期>
	31	水	後学期終	

* 6月13日・20日・27日、7月4日・11日、11月21日、12月5日・12日・19日、1月9日は補講日とする。ただし、土曜日の補講日は、授業曜日が重ならないよう補講曜日を指定する。(通常の授業日の6校時も利用することができる。)

* 7月18日・19日・25日・26日、8月7日、2月5日・6日・16日は風水害対応の予備日

* 12月24日は入試対応の予備日

注：予備日については、通常の休講等に対応するものではなく、入試及び風水害等による大学全体の休講等に充当するものである。

(参考) 令和9年度

4	1	木	前学期始	
	2	金	入学式	

2 教育研究組織

2-1 教育研究組織

教育研究分野	担当教員（名前・職位）	メールアドレス※	学内内線番号	部屋番号
錯体化学、生物 無機化学	鯉川 雅之 教授	koikawa	8878	理工学部9号館 802室
生物有機化学	長田 聡史 教授	osadas	8551	理工学部9号館 605室
グローバル・ヘル ス情報学	北垣 浩志 教授	ktgkhrs	8766	農学部4号館 4-503室
化粧品科学、皮 膚科学、コスメ 開発論	徳留 嘉寛 教授	domedome	8963	理工学部9号館 201室
有機化学、天然 資源化学	川口 真一 教授	skawa	0955-77-4484	唐津キャンパス 2F
分析化学、溶液 化学	梅木 辰也 教授	umecky	8555	理工学部9号館 704室
ナノ材料化学、 界面化学、生体 材料化学	櫻木 美菜 准教授	msakura	8312	農学部4号館 4-206室
生体高分子、コ ロイド界面化学	成田 貴行 教授	naritat	8805	理工学部9号館 507室
分子分光學、生 物物理学	藤澤 知績 准教授	tfuji	8603	理工学部9号館 805室
天然物化学、園 芸科学	古藤田 信博 教授	koto	8744	農学部1号館 1S-331室
構造生物学、分 子生命科学	堀谷 正樹 教授	horitani	8782	農学部1号館 1S-214室
生化学、応用健 康科学	辻田 忠志 教授	tada	8771	農学部1号館 1S-229室
植物資源学、食 品科学	松本 雄一 准教授	yumatsu	0955-77-4484	唐津キャンパス 1F
分析化学、環境 化学	兒玉 宏樹 准教授	kodamah	8552	理工学部9号館 203室
小児科学、予防 医学	荒木 薫 准教授	e5814	8393	保健管理センタ ー

※メールを送信する場合は、記載のアドレスの後ろに「@cc.saga-u.ac.jp」を付けてください。

3 履修方法等

3-1 学籍番号

入学者には、それぞれ個人別に学籍番号が決められ、学生証に記載されます。この学籍番号は、学生の履修及び事務手続きを円滑かつ正確に行うために使用されるものです。学生は、卒業するまで、履修手続き、試験の答案及び証明書発行申請等、多岐に渡って使用されることになります。学生への通知では、この学籍番号だけで行う場合もあります。

【学籍番号の構成】

(例) 26271001

入学年度（西暦）	学環の区分	学環内における一連番号
26	271	001～099

3-2 授業科目

学生が学ぶ授業科目は、大きく2つに分けられます。

- ・ 教養教育科目（教養教育センター開講）
- ・ 専門教育科目（コスメティックサイエンス学環開講）

①教養教育科目の履修について

教養教育科目については、履修登録の方法や期間、単位取得の仕方等、専門教育科目とは違う場合があります。必ず「教養教育センター履修の手引き」をよく読んで時間割の組み立てや履修登録を行ってください。

②専門教育科目の履修について

- ・ 専門教育科目は、学期・年次ごとに履修する科目が指定されています。この手引きの「6 カリキュラム」の履修モデルやカリキュラムマップを参考にして、時間割を組み立てます。「授業時間割表」は、学期始めに大学ホームページ（佐賀大学 HP>在学生の方へ>教務関係>時間割）に掲載されます。
- ・ 授業概要は、オンラインシラバス（佐賀大学 HP>在学生の方へ>教務関係：シラバス>◎オンラインシラバス）で確認してください。
- ・ 4年次の「卒業研究」の履修については、一定の要件を満たしておく必要があります。詳細は、この履修の手引「5-6 卒業研究の履修認定と卒業研究発表会」を確認してください。

3-3 履修手続

本学環の学生については、授業科目（教養教育科目及び専門教育）の履修手続は、毎学期に発表される授業時間割表に基づいて履修計画を立て、Live Campus を利用して履修登録を行います。

履修登録をする際、以下のことに注意してください。

1. 履修登録期間は、所定の期日によるので、連絡通知のメールに注意すること。
2. 各学期の後半開講科目については、前半開講科目と同時に履修登録をすること。
3. 学期の途中から開始される集中講義等は、指定された期日までに履修登録を行うこと。集中講義の授業科目及び開講時期は、各学期の途中に発表されるので、自然科学事務部コスメティックサイエンス学環教務担当窓口からのメールに注意すること。
4. 各学期に登録できる科目の単位数の上限は、以下のとおりとなっているため、注意すること。

(佐賀大学コスメティックサイエンス学環における履修科目として登録できる単位数の上限等に関する内規 第3条)

年次・学期	1年次 前学期	1年次 後学期	2年次 前学期	2年次 後学期	3年次 前学期	3年次 後学期	4年次 前学期 ・ 後学期
上限単位数	21単位	21単位	21単位	21単位	21単位	21単位	上限 なし

※ただし、休日及び佐賀大学が定める休業日において開講する授業科目並びに基本教養科目は、登録単位数の対象としない。

3-4 単位

教養教育科目及び専門教育科目の単位については、学則、教養教育科目履修規程及びコスメティックサイエンス学環履修細則などに詳しく記載されているので（学生便覧及び手引参照）、熟読すること。コスメティックサイエンス学環の学生の成績判定及び単位の授与は、下記のとおりである。

- ①履修した各々の授業科目につき、成績判定に合格した場合に、所定の単位が与えられる。
- ②授業科目の成績判定は、平素の学修状況、学修報告、論文及び試験などに基づいて行われる。
- ③成績は、秀・優・良・可・不可の評語をもって表される。秀・優・良・可は合格、不可は不合格である。100点満点中90点以上が秀、89～80点が優、79～70点が良、69～60点が可、60点未満が不可である。
- ④定期試験は、各々の授業科目につき、原則として学期末に行われる。定期試験の時間割は、試験の1週間前までに発表される。授業によっては、授業内容の理解度を測るために、学期途中にも試験が行われる。
- ⑤合格と判定された授業科目は、再び履修することができない。
- ⑥次の教育機関で修得した単位は、学則、コスメティックサイエンス学環規則及び「佐賀大学コスメティックサイエンス学環における入学前の既修得単位等の認定に関する内規」の定めに従い、コスメティックサイエンス学環教授会の議を経て、60単位を超えない範囲で、卒業要件となる単位の一部として認定される。
 1. 他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む）で履修した授業科目の単位
 2. 大学以外の教育施設等で学修した授業科目の単位
 3. 佐賀大学に入学する前に、大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む）で履修した授業科目の単位
- ⑦転入学又は再入学した者の修得単位数は、教授会の議を経て認定される。
履修及び単位認定など教務に関する事項は、その都度、自然科学事務部コスメティックサイエンス学環教務担当窓口からのメールで連絡を行うため、見落としがないように、毎日注意すること。

3-5 成績が無効となる場合

- ①履修登録をせずに履修した場合（当該授業科目が無効となります。）

- ②二重履修を行った場合（両方の授業科目とも無効になります。）
- ③履修条件を満たさない科目を履修した場合(例:2年次生が3年次生対象の科目を履修した場合)
- ④1学期間に登録できる単位数の上限を超えた場合（「7-4 佐賀大学コスメティックサイエンス学環における履修科目として登録できる単位数の上限等に関する内規」を必ず読んでおくこと。）
- ⑤不正行為を行った場合（追試験及び再試験を含む定期試験期間中に受験した全試験科目が無効となります。）

3-6 定期試験等における不正行為

定期試験、実験学習、学修報告、論文及び平素の試験等において不正行為を行った場合は学則にしたがって処分されるだけでなく、不正行為を行った当該学期の定期試験期間中（追試験及び再試験を含む）に受験した全試験科目（実験実習、実技等の一部を除く場合があります。）の成績はすべて無効となり、その学期はほとんど履修しなかったものと同様になります。したがって、最低1年間は留年となるので厳に慎んでください。（「佐賀大学成績判定等に関する規程」第6条・第7条を参照）

3-7 追試験

- ①やむを得ない理由により、定期試験を欠席し、受験できなかった授業科目について、追試験願を提出した者については、運営会議の議を経て追試験を行うことがあります。
- ②「やむを得ない理由」として認められる事例は次のとおりとし、証明書等を添付しなければなりません。
 - 1. 天災
 - 2. 交通機関の事故
 - 3. 交通事故
 - 4. 病気
 - 5. 肉親の死亡（二親等以内）
 - 6. 就職試験（採用試験を伴わない会社説明会及びインターシップ等は含まない。）
 - 7. その他
- ③追試験を希望する者は、原則として定期試験期間の最終日から7日以内に追試験願を自然科学事務部コスメティックサイエンス学環教務担当窓口に提出しなければなりません。ただし、その他の理由に該当する場合は、原則として定期試験期間初日の7日前までに追試験願を提出しなければなりません。
- ④教養教育センターで開講される教養教育科目の追試験については、教養教育センターの定めるところによる。

3-8 再試験

成績判定が不合格となった者に対して、担当教員が教育上必要と認めた場合に、当該学期内に再試験を行うことがあります。

教養教育センターで開講される教養教育科目の再試験については、教養教育センターの定めるところによる。

3-9 成績評価基準

科目の成績評価基準は学生便覧（佐賀大学学則）に、科目ごとの成績評価基準はオンラインシラバスに記載されています。

3-10 成績評価に対する異議申立

- ①科目の成績評価に用いられた1) 試験問題、レポート、課題等、2) 模範解答あるいは解答例、3) 問題配点等の自己採点に必要な情報を担当教員から得ることができます。
- ②自己の提出した答案、レポート等は、Live Campus での成績通知後1ヶ月以内（病気等のやむを得ない事情がある場合は2ヶ月以内）に担当教員に申し出れば閲覧することができます。
- ③成績評価に質問がある場合は、Live Campus での成績通知後1か月以内（病気等のやむを得ない事情がある場合は2ヶ月以内）に担当教員に申し出ることができます。
- ④担当教員との協議によっても成績評価に対する疑義が解決されない場合又は担当教員と協議できない場合には、Live Campus での成績通知後1か月以内（病気等のやむを得ない事情がある場合は2ヶ月以内）に学環長に申し立てることができます。申し出は、成績評価に対する異議申立書を自然科学事務部コスメティックサイエンス学環教務担当窓口へ提出しなければなりません。

3-11 卒業

①卒業要件

コスメティックサイエンス学環を卒業するには、所定の期間（4年間）在学し、所定の単位を修得しなければなりません。（佐賀大学コスメティックサイエンス学環規則別表及び佐賀大学コスメティックサイエンス学環履修細則別表）

②卒業判定

教授会において卒業該当者が判定されます。その結果は3月上旬に掲示します。前学期終了時において、4年以上在学し、卒業要件単位を修得した場合は、9月上旬となります。なお、在学期間に休学期間は含みません。

3-12 早期卒業

佐賀大学学則第35条第2項に規定する早期卒業については、コスメティックサイエンス学環では教育課程編成の都合により適用しません。

3-13 転学部

転学部を希望する場合は、10月末日までを目途に、自然科学事務部コスメティックサイエンス学環教務担当窓口にて相談するようにしてください。なお、転学部・転学科に関する規則は学生便覧の「学生関係諸規則等>転学部・転学科等」に掲載されています。

履修及び単位認定など教務に関する事項は、その都度、自然科学事務部コスメティックサイエンス学環教務担当窓口からのメールで連絡を行うため、見落としがないように、毎日注意すること。

○ 履修手続の流れ

手続事項	手続き先	時期
「授業時間割表」をホームページから確認する	←学生センターHP	所定の期日
履修登録	←Live Campus から行う	所定の期日
履修登録の確認及び修正	←Live Campus から行う (修正は、自然科学事務部 コスメティックサイエンス学環 教務担当窓口で行う。)	所定の期日

(注) 日程の詳細については、その都度掲示するので注意すること。

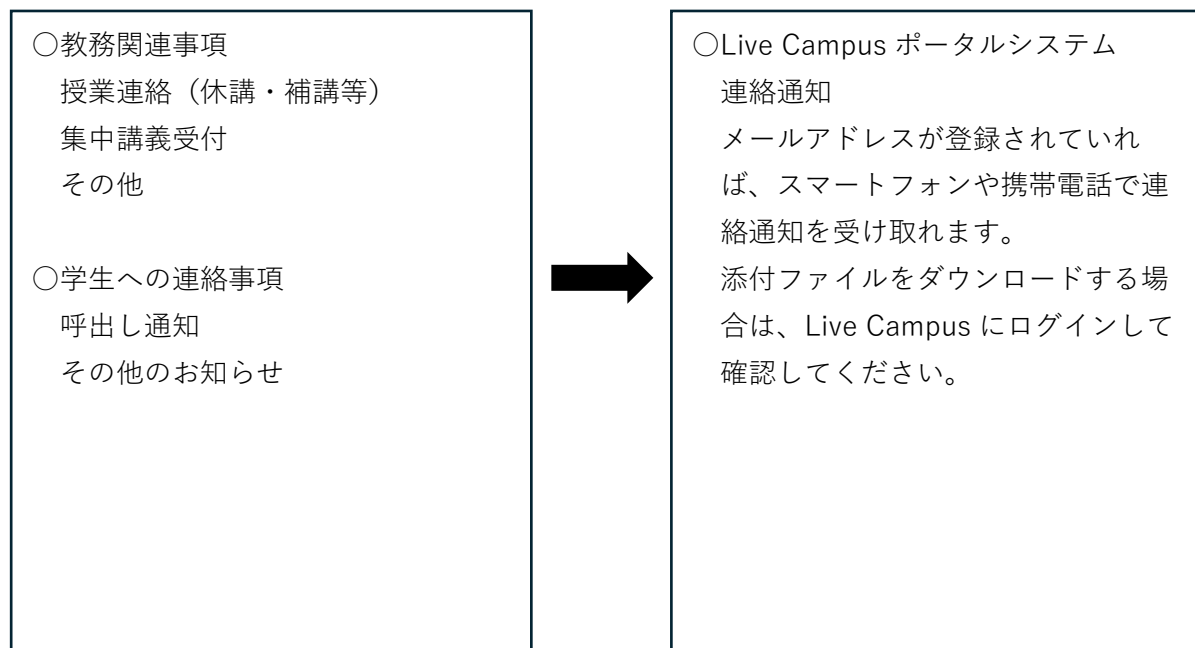
詳しい流れは、学生便覧で確認すること。

- ※ Live Campus <https://lc2.sc.admin.saga-u.ac.jp/lcu-web>
 学生センターHP <https://www.sc.admin.saga-u.ac.jp/jikanwari.html>

4 諸手続き・諸注意等

4-1 学生への通知・連絡

— 掲示物への留意 —



※ 連絡通知の見落とし等のため、重大な不利益を被る場合もあります。重要な情報を見落とさないように、1日1回は連絡通知を確認してください。

4-2 学籍異動（休学願、退学願、復学願）

休学、退学および復学については、手続きが必要です。コスメティックサイエンス学環教務（学生センター）の窓口で受け付けを行ってください。原則として、書類の提出期限は希望する休学開始日・退学日の1か月前となります。

種別	注意事項
休学願	病気等の理由で3か月以上、1年以内休まなければならない場合は、指導教員に相談し、提出してください。（休学期間は、通算して2年以内）
退学願	指導教員に相談し、提出してください。
復学願	休学期間が満了し復学を希望する場合は、早めに指導教員に相談し、提出してください。

※ 病気・怪我等でやむを得ない理由の場合は、提出期限1か月を過ぎていても配慮できる場合がありますので、まずは自然科学事務部コスメティックサイエンス学環教務担当窓口にご相談してください。

4-3 証明書の交付

在学証明書や成績証明書は、学生センターにある証明書自動発行機で出力できます。学生証を持参し、自分で出力してください。また、英文の証明書等特殊な証明書は別途申し込みが必要になります。その際は、証明書交付願を記入の上、自然科学事務部コスメティックサイエンス学環教務担当窓口で申し込みをしてください。

種別	注意事項
通学証明書	学生センターの学生生活課窓口にて、申し込みが可能です。
自動車登録許可証	学生センターの学生生活課窓口にて、申し込みが可能です。公共交通機関での通学時間等の条件を満たしている場合のみ発行が可能です。
卒業見込み証明書	学生センターに設置されている自動証明書発行機から発行することが可能です。なお、この証明書は4年次生のみ発行が可能です。
卒業証明書	卒業後に発行が可能になります。学生センターに設置されている自動証明書発行機（無料）又は専用リンクからの申込（有料）にて発行が可能です。
在学証明書	学生センターに設置されている自動証明書発行機から発行することが可能です。
在学期間証明書	卒業又は退学後に発行が可能になります。学生センターに設置されている自動証明書発行機（無料）又は専用リンクからの申込（有料）にて発行が可能です。
成績証明書	学生センターに設置されている自動証明書発行機から発行することが可能です。
学生旅客運賃割引証（学割）	学生センターに設置されている自動証明書発行機から発行することが可能です。
その他証明書	コスメティックサイエンス学環教務担当窓口へ申し出てください。証明書の発行に時間を有する場合があります。

【窓口事務取扱時間】

年末年始休業期間及び8月13日～15日を除く平日8:30～17:00（土・日・祝日は休業）

4-4 住所変更等の届け出

以下の事項に変更があった場合も届け出が必要です。次の表を参考に手続き等を行ってください。届け出用紙は、担当窓口にあります。

種別	担当窓口	注意事項
住所変更届	教育企画課教務情報管理担当窓口	学生本人の住所が変更になった場合、「Live Campus>マイ info>学生情報>個人情報の編集」から変更してください。 保証人の住所が変更になった場合は、速やかに担当窓口まで申し出てください。
身上異動届		改姓・本籍地・保証人の変更等、身上に変更があった場合、速やかに担当窓口まで申し出てください。

4-5 その他諸注意

①授業の欠席について

●感染症罹患による出校停止

感染症（インフルエンザ、百日咳、麻疹（はしか）、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、風疹、水痘（水ぼうそう）、結核、COVID-19（新型コロナウイルス感染症）等）罹患または罹患疑いのある場合は、学内における感染症拡大防止のため入構を禁止しています。必ず、自然科学事務部コスメティックサイエンス学環教務担当窓口（0952-28-8216）または保健管理センター（0952-28-8181）に連絡をして、その指示に従ってください。その場合、所定の手続きを行うことで授業欠席の取扱いについて配慮を受けることができます。

※ 保健管理センターのHPを確認してください。通常の風邪等やケガで授業を欠席する場合は、公欠扱いにはなりません。担当教員に連絡をして、その指示に従ってください。

●やむを得ない事由による欠席

以下の事由により欠席するときは、所定の手続きを行うことにより、授業を欠席扱いしないものとみなします。必ず自然科学事務部コスメティックサイエンス学環教務担当窓口（0952-28-8216）に連絡をして、その指示に従ってください。

【対象となる事由】

- ・ 葬儀、服喪その他二親等以内の親族が死亡したとき。
- ・ 裁判員制度に基づき、裁判員候補者として選任手続期日に裁判所へ出頭するとき又は裁判員（補充裁判員を含む。）としてその職務に従事するとき。
- ・ 検察審査会制度に基づき、検察審査員（補充員を含む。）としてその職務に従事するとき。
- ・ 骨髄移植のため骨髄液を提供するとき又は臓器提供を行う場合で、当該提供に伴い必要な検査及び入院等をするとき。
- ・ 公共交通機関の事故に伴い、授業に出席することが著しく困難であるとき。

②学生証について

学生証は、佐賀大学の学生であることを証明する重要なものです。常時携帯し、不都合が生じないようにしてください。出席管理システムで使用したり、試験時には机上に学生証を提示することになっています。学生証の紛失・破損等により、学生証の再発行が必要になった場合は学生センター（教育企画課教務情報管理）で学生証の再発行の手続きをしてください。

③佐賀大学からの緊急連絡について

学生個人への連絡は基本的には掲示や連絡通知等にて行っていますが、緊急を要する場合には、大学から電話にて連絡を行うことがあります。表示される電話番号は以下のとおりです。あらかじめ携帯電話に登録しておくとう便利です。

自然科学事務部コスメティックサイエンス学環教務担当	0952-28-8216
教育企画課（教務情報管理）	0952-28-8165
学生生活課（授業料免除）	0952-28-8486
学生生活課（奨学金）	0952-28-8172
キャリアセンター	0952-28-8174
学生生活課留学生交流室	0952-28-8168
保健管理センター	0952-28-8181

④火気の使用禁止

建物内外での火気は使用禁止です。大学構内・建物内での喫煙は厳禁です。

⑤校舎内の整理、整頓

講義室、実験室などの施設、これらの備付けの物品等は、すべての学生が利用するものです。学生各自が十分留意し、勉学環境の向上に努めてください。

⑥その他

この手引のほかに、入学者全員に対して「学生便覧」・「教養教育センター履修の手引き」等が配布・公開されています。コスメティックサイエンス学環関係以外の事項、この手引に記載されていない学生生活上の諸事項や学生生活における規則等については、「学生便覧」等に記載されています。この手引と併せて熟読し、有意義な学生生活を送れるように役立ててください。

重要！
電話番号・メールアドレスを Live Campus に
登録しよう。

皆さんが入学時に提出された住所届を元に、住所や電話番号、メールアドレス等を Live Campus に登録します。電話番号またはメールアドレスの変更をした際には、Live Campus の「マイ info> 学生情報」から自分で登録・変更を行ってください。

大学からの様々な連絡（休講通知など）を受け取ったり、緊急連絡先として利用したりするので、登録情報を常に最新のものにしておきましょう。

学生生活や授業のことなど、わからないこと・心配なこと・相談したいことがあるときは、いつでも教務の窓口に来てください。

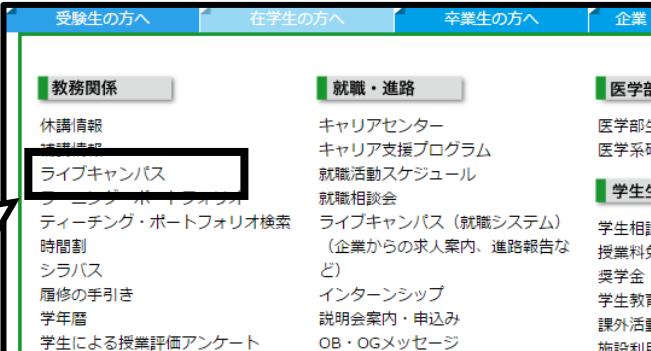
4-6 オフィスアワー

オフィスアワーとは・・・本学の教員が研究室等に在室し、担当している授業についての質問や勉強方法等についての相談に応じる時間帯のことです。オフィスアワー中は、原則として教員が研究室等に待機して、学生の来訪に備えることになっています。遠慮せずどしどし訪問し、授業等に関する問題を解決しましょう。

教員と学生が日頃積極的にコミュニケーションをとることは、授業内容の理解を深めるだけでなく、大学生活一般を有意義なものにし、佐賀大学を活性化するためにとても大切なことです。

<オフィスアワーの閲覧方法>

佐賀大学に所属する教員のオフィスアワーは、佐賀大学のホームページの「在学生の方へ」の「ライブキャンパス」からポータルシステムに入ってください。



The screenshot shows the 'Live Campus' menu with three tabs: '受験生の方へ', '在学生の方へ', and '卒業生の方へ'. The '在学生の方へ' tab is active. Under this tab, there are three columns of links. The first column is '教務関係' (Academic Affairs) and includes '休講情報', 'ライブキャンパス' (highlighted with a black box), 'ティーチング・ポートフォリオ検索', '時間割', 'シラバス', '履修の手引き', '学年暦', and '学生による授業評価アンケート'. The second column is '就職・進路' (Career/Path) and includes 'キャリアセンター', 'キャリア支援プログラム', '就職活動スケジュール', '就職相談会', 'ライブキャンパス(就職システム)(企業からの求人案内、進路報告など)', 'インターンシップ', '説明会案内・申込み', and 'OB・OGメッセージ'. The third column is '医学部' (Faculty of Medicine) and includes '医学部生' and '医学系研'. Below these are '学生生活' (Student Life) and '企業' (Company).

①ポータルシステムの左上の menu をクリック。



The screenshot shows the Live Campus portal system interface. At the top left is a 'menu' button. The header includes the 'Live Campus' logo, the user name '佐賀 大', and a 'ログアウト' button. Below the header, there are several notification boxes. One box says '履修登録期限' (Registration Deadline) with a date of '一般 2月27日' and a status of '未'. Another box says '志望調査登録期限' (Application Registration Deadline) with a date of '1月1日' and a status of '未登録'. At the bottom, there is a '重要なお知らせ' (Important Notice) box with the text '表示するコンテンツはありません' (No content to display) and '現在、図書館最新情報を取得できません。' (Currently, we cannot retrieve the latest library information).

① キャンパス Info の
掲示物をクリック。



③該当する部局の「ファイル」をクリックすると各教員の
オフィスアワーが閲覧できます。



5 カリキュラム

5-1 授業科目の区分

授業科目は、『必修科目』及び『選択必修科目』のいずれかに区分される。

- 1.『必修科目』は、本学環で卒業要件（5-8 カリキュラム表参照）として、履修を義務付けている授業科目で、必修科目の単位を修得しなければ卒業できない。
- 2.『選択必修科目』は、卒業要件（5-8 カリキュラム表参照）として本学環が指定した授業科目群の中で指定された単位数を修得しなければ卒業できない。

5-2 教育課程の授業科目

授業科目は、教養教育科目と専門教育科目に大別され、学生は、これらを4年一貫して履修し、卒業に必要な単位を修得することになります。次の表は、さらに区別した授業科目とその概要です。

区 分		概 要	
教養教育科目	大学入門科目		大学入門科目Ⅰ
	共通基礎科目	外国語科目	英語
		情報リテラシー科目	情報基礎概論
	基本教養科目		「自然科学と技術の分野」「文化の分野」「現代社会の分野」の3分野で構成
インターフェース科目		2科目4単位からなるプログラムから2つのプログラムを選択し、計4科目8単位を履修	
専門教育科目	基礎科目		5-8 カリキュラム表を参照
	専門科目	理学系	
		農学系	
	コア科目		
学環周辺科目			

5-3 卒業に必要な単位数

学環の卒業に必要な単位数は、次の表のとおりです。

	教養教育科目							専門教育科目								小計	合計	
	大学入門科目	共通基礎科目		基本教養科目			インターフェース科目	基礎科目	専門科目		コア科目	学環周辺科目		小計				
		外国語科目	情報リテラシー科目						理学系	農学系								
				英語	情報基礎概論	自然科学と技術の分野						文化の分野	現代社会の分野		必修			必修
コスメティックサイエンス学環	2	4	2	12*			8	28	17	6	4	8	4	48	7	2	96	124

*基本教養科目の履修について

- (1) 基本教養科目は合計 12 単位以上を修得しなければならない。
- (2) 合計 12 単位以上のうち、「自然科学と技術の分野」、「文化の分野」、「現代社会の分野」の各分野から 2 単位以上を修得しなければならない。

5-4 教養教育科目

教養教育科目について、本学環の学生の標準的な履修年次は、以下のとおりです。

- ①大学入門科目は、1年次前学期に履修する。
- ②共通基礎科目（英語）は、1年次前期から2年次後期にかけて、それぞれ英語Aから英語Dまでを各1単位履修する。
- ③共通基礎科目（情報リテラシー科目）は、1年次前学期に履修する。
- ④教養教育科目は、1年次前学期から4年次後学期に、週4コマ設けられた時間帯に履修する。
- ⑤インターフェース科目は、2年次前学期から履修する。

教養科目の詳細については、「教養教育センター履修の手引き」を参照してください。

5-5 専門教育科目の区分

本学環で開講される専門教育科目は、『基礎科目』、『専門科目』、『コア科目』及び『学環周辺科目』に区分される。それぞれの授業の性格と開講年次・学期は以下のとおりです。

基礎科目

基礎科目は、理工系カリキュラムの土台となる数学、理科、データサイエンス等を学ぶための科目群であり、すべて必修科目として以下の内容で構成される。

1年次：微分積分学、線形代数学、物理学概説、化学概説（主要授業科目）、生物学概説（主要授業科目）、情報・統計学

3年次：学術英語、化学情報処理（主要授業科目）、化学物質演習

1年次に配置される科目は、専門教育科目の履修に必要な数学、物理、化学の基礎学力を育成することを目的とする。少人数教育の利点を活かし、入試区分にかかわらず無理なく学修を進められるよう配慮した教育を実施する。3年次に配置される「学術英語」は、科学系英語論文の読解に必要な専門用語や論文構成・書式を習得するための科目である。また、「化学情報処理」では、化学系のデータベース検索や科学技術ソフトウェアの活用スキルを身につける。また「化学物質演習」は、卒業研究等で取り扱うことが想定される基本的な化学物質の性質や取り扱い上の注意点などを、演習形式で学ぶ。コア科目の履修に直結する「化学概説」「生物学概説」「化学情報処理」は、特に重要な主要授業科目として位置付ける。

専門科目

専門科目は、コア科目の履修に必要な化学・生物学の知識を習得するための科目群であり、理学系科目と農学系科目に大別される。基礎的な7科目は必修科目として1年次後期から3年次にかけて履修し、その他の科目は選択科目として2年次から3年次にかけて履修する。必修・選択の合計22単位の修得を卒業要件とし、必修科目のうち5科目を主要授業科目として位置付ける。

理学系科目（必修6単位＋選択4単位）

必修：無機化学、物理化学（主要授業科目）、分析化学Ⅰ（主要授業科目）

選択：分析化学Ⅱ、量子化学、溶液化学、生物無機化学、化学熱力学、有機機器分析化学

農学系科目（必修8単位＋選択4単位）

必修：植物生理学、植物資源学（主要授業科目）、分子生物学（主要授業科目）、酵素化学（主要授業科目）

選択：食品衛生学、栄養化学、遺伝学、植物育種学

コア科目

コア科目は、専門分野の基礎をコスメティックサイエンスへ発展させた科目群であり、化粧品の成分や構成、分析・評価法、製造・開発など、コスメティックサイエンス分野に必要な知識やスキルを修得することを目的としている。「コスメティックサイエンスPBL」「コスメ開発論Ⅰ・Ⅱ」では、化粧品製造や開発に携わる企業の研究者をゲストスピーカーとして招き、実学的な講義を実施する予定である。これにより、理論だけでなく、実際の産業現場に基づく知見を深めることができる。1年次後学期から3年次後学期までの各学期にはPBL（Project Based Learning）や実験科目を配置し、4年次には卒業研究を実施する。これらを通じて、実践的な実験・研究を行い、課題発見能力や探究能力を養う。また、コア科目はすべて必修科目であり、主要授業科目として位置付けられている。

講義科目：コスメティックサイエンス概論、有機化学Ⅰ・Ⅱ、生化学Ⅰ・Ⅱ、機器分析学、コロイド・界面化学、天然物化学、微生物学、皮膚科学、生理学、コスメ開発論Ⅰ・Ⅱ

実験・演習科目：コスメティックサイエンスPBL、コスメティックサイエンス実験Ⅰ～Ⅳ、卒業研究

学環周辺科目

学環周辺科目は、化粧品（化学物質）の関連法規、薬理関係、歴史・文化、デザイン、マーケティングなど、コスメティックサイエンスを多角的に理解するための科目群である。これらの科目はコア科目の修得後に履修することで教育効果が高まるため、主に2年次から3年次での履修を想定している。必修科目には、研究倫理や法規関連を学ぶ「科学技術者倫理」と「知的財産法」に加え、化学物質の人体への作用や安全性に関係する「分子薬理学」「毒性学」がある。また、学際的な視点からイノベーションの素養を育むことを目的とした科目群を選択科目とし、合計9単位の修得を卒業要件としている。

必修：科学技術者倫理、知的財産法、分子薬理学、毒性学

選択：体内動態論、コスメ文化論、食物学、マーケティングマネジメント、デザインプロジェクト演習、企業インターンシップS、企業インターンシップL

5-6 卒業研究の履修認定と卒業研究発表会

卒業研究は、指導教員によるマンツーマン指導の下で行われる創造的な科目で、コスメティックサイエンス学環における教育と研究の大きな柱である。卒業研究を行うためには時間的にも労力的にも非常に大きな努力が要求されるため、原則として3年次後学期の終了時までに卒業に必要な124単位のうち、100単位以上修得し、かつ「コスメティックサイエンスPBL」及び「コスメティックサイエンス実験Ⅰ～Ⅳ」を修得しておかなければならない。

4年次以上の学生については、100単位以上を修得した時点で卒業研究の履修を認定される場合がある。

卒業研究の履修認定を受けた学生は、指導教員と協議して研究課題を定め、卒業研究を行う。

卒業研究を行った者は、卒業年次の定められた日までに卒業論文を指導教員へ提出するとともに、卒業論文発表会で論文の概要を発表しなければならない。

5-7 佐賀大学学士力、学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、カリキュラムマップ及び標準履修モデル

佐賀大学学士力

「佐賀大学学士力」とは、佐賀大学の学士課程で学習する学生が、卒業までに身につける能力を定めたものです。佐賀大学では、学士力に示した能力を学生に身につけさせることを目指し、教育を行っています。

佐賀大学学士力

佐賀大学では、基礎的及び専門的な知識と技能に基づいて課題を発見し解決する能力を培い、個人として生涯にわたって成長し、社会の持続的発展を支える人材を養成する。そのために、佐賀大学の学士力を次のとおり位置づける。

1. 基礎的な知識と技能

(1) 市民社会の一員として共通に求められる基礎的な知識と技能

様々な学問分野（自然、文化、社会）における基本概念や思考方法を理解し、現代社会の諸問題を自らの力で合理的かつ論理的に推論し判断することができる。

(2) 市民社会の一員として思考し活動するための技能

① 日本語による文書と会話で他者の意思を的確に理解し、自らの意思を表現し、他者の理解を得ることができる。

② 英語を用いて知識を修得し、グローバル社会に向けて自らの考えを発信することができる。

③ 情報を収集し、その適正を判断し、適切に活用・管理することができる。

(3) 専門分野に必要とされる基礎的な知識・技能

専門分野について、基本概念や原理を理解して説明することができ、一般的に用いられている重要な技法に習熟している。

2. 課題発見・解決能力

(1) 現代的課題を見出し、解決の方法を探る能力

現代社会における諸問題を多面的に考察し、その解決に役立つ情報を収集し分析することができる。

(2) プロフェッショナルとして課題を発見し解決する能力

専門分野の課題を発見し、その解決に向けて専門分野の知識と技法を応用することができる。

(3) 課題解決につながる協調性と指導力

課題解決のために、他者と協調・協働して行動でき、また、他者に方向性を示すことができる。

3. 個人と社会の持続的発展を支える力

(1) 多様な文化と価値観を理解し共生に向かう力

歴史や文化・伝統などの違いを踏まえて、平和な社会の実現のために、自己と同時に他者の立場に立って物事を考えることができ、また自然環境や社会的弱者に配慮することができる。

(2) 地域や社会への参画力と主体的に学び行動する力

地域や社会の様々な問題に関心を持ち、地域や社会における自らの役割を主体的に選択・決定し、課題に向けて、主体的に学び行動することができる。

(3) 高い倫理観と社会的責任感

高い倫理観によって社会生活で守るべき規範を遵守することができ、社会の健全な維持・発展に主体的に寄与する姿勢を身に付けている。

備考

1. 各項目の実施組織および実施方法は、別に定める。
2. 各項目に対応する授業科目の数・単位数は、学部が定めるところによる

佐賀大学コスメティックサイエンス学環 学位授与の方針

コスメティックサイエンス学環では、学生に自律的に学ぶ姿勢、原理・原則を理解する力、アイデア創出能力、問題発見能力、課題設定能力、構想力、モデル化能力、課題解決・遂行能力を身に付けさせ、社会の変革に柔軟に適應できる幅広い教養と生命科学の基礎力を土台として、学際的視点からコスメティックサイエンスに関連した広い分野で活躍できる科学・技術の専門的素養を持つ人材を養成する。

佐賀大学学士力を踏まえ、学生が身に付けるべき以下の具体的学習成果の達成を学位授与の方針とする。また、学則の定める卒業の認定の要件を満たしたものには、教授会の議を経て、学長が卒業を認定し、学位を授与する。

1. 基礎的な知識と技能

- (1) 自然、文化、社会に関する基礎的な知識を身に付けている。
- (2) 日本語による高いコミュニケーション能力と英語による専門知識の修得及び発信する能力を身に付け、適切にプレゼンテーションする能力を身に付けている。
- (3) コスメティックサイエンス分野及びこれに関連する分野において必要な知識を収集し、分析及び考察する能力を身に付けている。

2. 課題発見・解決能力

- (1) 現代社会における諸問題をコスメティックサイエンス及びこれに関連する分野の立場から考察することができる。
- (2) コスメティックサイエンス及びこれに関連する分野において、知識や技法を応用し、課題解決に取り組むことができる。
- (3) コスメティックサイエンス及びこれに関連する分野における課題解決のため、他者と協調・協働して取り組むことができる。

3. 個人と社会の持続的発展を支える力

- (1) 自然環境、文化や伝統、多様な価値観を理解し、自主的・自律的に学習を続けることができる。

- (2) 専門的知識・能力を持ち、倫理観を備えた職業人として地域や社会の健全な発展に寄与する力を身に付けている。

佐賀大学コスメティックサイエンス学環 教育課程編成・実施の方針

学位授与の方針を具現化するため、以下の方針の下に教育課程を編成、教育を実施する。

1. 教育課程の編成

学位授与の方針を具現化するために、以下の方針の下に教育課程を編成・実施する。

(1) 基礎的な知識と技能

- ① 教養教育において、市民社会の一員として共通に求められる基礎的な知識と技能に関する「基本教養科目」を選択必修として配置する。
- ② 教養教育において、市民社会の一員として思考し活動するための技能に関する授業科目（「外国語科目」、「情報リテラシー科目」）を必修として配置する。
- ③ 専門教育において、必要な知識を収集し、分析及び考察する能力を身に付けさせるための授業科目として、「コア科目」を必修として配置する。

(2) 課題発見・解決能力

- ① 教養教育において、様々な課題を発見・探求する力、協調性と指導力、倫理観・社会的責任感を身につけさせる科目、「大学入門科目」、「インターフェース科目」を選択必修として配置する。
- ② 専門教育において、課題解決能力を身に付けさせるため、プロジェクト型演習の「コスメティックサイエンスPBL」を必修として配置する。
- ③ 専門教育において、コスメティックサイエンス及びこれに関連する分野における様々な課題を発見・探求する力、様々な課題に対して情報技術等を用いて考察及び解決する力を身に付けさせるための専門教育科目を必修または選択として配置する。

(3) 個人と社会の持続的発展を支える力

- ① 教養教育において、多様な文化と価値観を理解し共生に向かう力、地域や社会への参画力と主体的に学び行動する力、及び高い倫理観と社会的責任感を身に付けさせる授業科目「インターフェース科目」を、選択必修として配置する。
- ② 専門教育において、地域の課題や社会の問題を自己のものとしてとらえ、考え、発信する力を身に付けさせるため、学環周辺科目「企業インターンシップS・L」を配置する。
- ③ 専門教育において、高い倫理観と社会的責任感を身に付けさせるため、「科学技術者倫理」、「知的財産概論」を必修として配置する。
- ④ 社会の中で直面する諸問題を正確に理解し対処する力を養うために「卒業研究」を必修として配置する。

2. 教育の実施体制

- (1) 各授業科目は、その内容に適合した教育能力を有する教員を配置して実施する。
- (2) 教育課程の編成・実施に関する課題分析及びその改善については、授業担当教員により構成され

る教員会議において審議・決定し、これを実施する。

- (3) 全ての学生に指導教員（チューター）を配置し、ラーニング・ポートフォリオを活用して履修指導や学修支援を行う。
- (4) 全ての授業科目でシラバスを明示し、各授業科目の学修内容、到達目標、成績評価の方法・基準を学生に周知する。
- (5) 各学期末には学生による授業評価アンケートを実施し、これをもとに不断の授業改善を行う。
- (6) 授業科目間の関連や科目内容の難易度を表現するコースナンバリングを行い、カリキュラムの構造をわかりやすく明示する。
- (7) 卒業研究（必修）を4年間の学修成果を示すものとして位置付け、ルーブリックを活用した総括的評価を実施する。

3. 教育・指導の方法

- (1) 各授業科目は、シラバスに明示された講義概要、授業計画に従って実施する。
- (2) 2、3年の各学期に実験を配置し、講義、演習と実験を組み合わせて学修効果を高める。
- (3) 各授業科目で課題を与え、それをシラバスに明記し、授業時間外の学生の自己学修を促す。
- (4) 実験科目ではグループもしくは個人単位での少人数教育を行い、ティーチングアシスタントを有効に活用して実践的な知識と技術を修得させる。
- (5) カリキュラムに基づき、教員会議が教育分野ごとの講義実施と学期毎の実施・評価状況報告を行う。この報告内容と各種アンケートの集計結果について、教育 FD 委員会が点検・分析を行う。教育改善委員会は、教育 FD 委員会による点検・分析結果に基づき、教育改善の実施と指導を行う。

4. 学修成果の評価

- (1) 授業科目の学修成果を評価するために、授業科目担当教員は、測定する到達目標の特性に応じて、筆記試験、レポート（論文）、作品、発表、活動内容等により評価を行う。
- (2) 個別の授業科目の成績評価方法については、シラバスに明示する。
- (3) 成績の評語（評価）は、100点を満点とした評点又は評価基準に基づき判定するものとし、評点及び評価基準は、次の表に掲げるとおりとする。

評語 (評価)	評点	評価基準	合否判定	成績評定 (GP)
秀	90 点以上	学修到達目標を十分に達成し、極めて優秀な成果を上げている。	合格	4
優	80 点以上 90 点未満	学修到達目標を十分に達成している。		3
良	70 点以上 80 点未満	学修到達目標をおおむね達成している。		2
可	60 点以上 70 点未満	学修到達目標を最低限達成している。		1
不可	60 点未満	学修到達目標を達成していない。	不合格	0

※上記により評価が難しい授業科目は、合又は不可の評語によって表し、合を合格とし、不可を不合

格とする。

- (4) 教育課程を通じた学修成果を、ラーニング・ポートフォリオ、学士力項目の達成状況（ルーブリック評価等）及び各授業科目の成績を用いて総合的に評価する。
- (5) 成績評価の結果は、評価分布等を使用して定期的に点検を行い、必要に応じて教育方法等の改善を行う。

カリキュラムマップ

コスメティックサイエンス学環における教育目標を達成するための授業科目の流れ（カリキュラムマップ）

学位 授与の 方針	授業科目名								
	1年次		2年次		3年次		4年次		
	前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期	
1	(1)	基本教養科目	基本教養科目	基本教養科目	基本教養科目				
	(2)	英語A	英語B	英語C	英語D				
		情報基礎概論				学術英語		卒業研究	
	(3)	物理学概説	情報・統計学	分析化学Ⅱ	量子化学	生物無機化学	化学情報処理		
		化学概説	無機化学	有機化学Ⅱ	溶液化学	化学熱力学	化学物質演習		
		生物学概説	物理化学	コスメ開発論Ⅰ	天然物化学	機器分析学	有機機器分析化学		
		微分積分学	分析化学Ⅰ	生化学Ⅱ	皮膚科学	コスメ開発論Ⅱ	コロイド・界面化学		
		線形代数学	有機化学Ⅰ	植物資源学	分子生物学	微生物学	植物育種学		
		コスメティックサイエンス概論	生化学Ⅰ	植物生理学	食品衛生学	体内動態論	毒性学		
					栄養化学	酵素化学	生理学		
			分子薬理学	遺伝学					
		コスメティックサイエンス実験Ⅰ	コスメティックサイエンス実験Ⅱ	コスメティックサイエンス実験Ⅲ	コスメティックサイエンス実験Ⅳ		卒業研究		
2	(1)	大学入門科目Ⅰ	無機化学	インターフェース科目	インターフェース科目	インターフェース科目	インターフェース科目		
			物理化学	分析化学Ⅱ	量子化学	生物無機化学	化学物質演習		
			分析化学Ⅰ	有機化学Ⅱ	溶液化学	化学熱力学	有機機器分析化学		
			有機化学Ⅰ	コスメ開発論Ⅰ	天然物化学	機器分析学	コロイド・界面化学		
			生化学Ⅰ	生化学Ⅱ	皮膚科学	コスメ開発論Ⅱ	植物育種学		
				植物資源学	分子生物学	微生物学	毒性学		
				植物生理学	食品衛生学	体内動態論	生理学		
					栄養化学	酵素化学			
				分子薬理学	遺伝学				
			コスメティックサイエンス実験Ⅰ	コスメティックサイエンス実験Ⅱ	コスメティックサイエンス実験Ⅲ	コスメティックサイエンス実験Ⅳ		卒業研究	
(2)		コスメティックサイエンスPBL	分析化学Ⅱ	量子化学	生物無機化学	化学物質演習			
		無機化学	有機化学Ⅱ	溶液化学	化学熱力学	有機機器分析化学			
		物理化学	コスメ開発論Ⅰ	天然物化学	機器分析学	コロイド・界面化学			
		分析化学Ⅰ	生化学Ⅱ	皮膚科学	コスメ開発論Ⅱ	植物育種学			
		有機化学Ⅰ	植物資源学	分子生物学	微生物学	毒性学			
		生化学Ⅰ	植物生理学	食品衛生学	体内動態論	生理学			
				栄養化学	酵素化学	デザインプロジェクト演習			
			分子薬理学	遺伝学					
		コスメティックサイエンス実験Ⅰ	コスメティックサイエンス実験Ⅱ	コスメティックサイエンス実験Ⅲ	コスメティックサイエンス実験Ⅳ		卒業研究		
(3)	大学入門科目Ⅰ								
			食物学			マーケティングマネジメント			
		コスメティックサイエンスPBL	コスメティックサイエンス実験Ⅰ	コスメティックサイエンス実験Ⅱ	コスメティックサイエンス実験Ⅲ	コスメティックサイエンス実験Ⅳ		卒業研究	
3	(1)	基本教養科目	基本教養科目	基本教養科目	基本教養科目				
				インターフェース科目	インターフェース科目	インターフェース科目	インターフェース科目		
		コスメ文化論							
	(2)			インターフェース科目	インターフェース科目	インターフェース科目	インターフェース科目		
			知的財産法	科学技術者倫理	企業インターンシップS				
				企業インターンシップL			卒業研究		
標準 修得 単位数	21	19	19	18	20	19	4	4	

標準履修モデル

	基礎科目 【必修】	専門科目 (理学系)		専門科目 (農学系)		コア科目 【必修】	学環周辺科目 【必修】		学環周辺科目 【選択】	教養教育科目	単位数
		【必修】	【選択】	【必修】	【選択】		【必修】	【選択】			
4年次 後学期						卒業研究					4
4年次 前学期						卒業研究					4
3年次 後学期	化学物質演習	有機機器分析化学			コロイド・界面化学	毒理学	マーケティングマネジメント		インターフェース科目 (1科目)		19
	化学情報処理				生理学						
	学術英語			酵素化学	遺伝学	機器分析学			知的財産法	インターフェース科目 (1科目)	
3年次 前学期						微生物学					20
						コスメ開発論II					
						コスメティックサイエンス実験III					
2年次 後学期				分子生物学	栄養化学	天然物化学	分子薬理学			英語D	18
						皮膚科学	科学技術者倫理			基本教養科目 (1科目)	
						コスメティックサイエンス実験II				インターフェース科目 (1科目)	
2年次 前学期			分析化学II	植物生理学		有機化学II				英語C	19
				植物資源学		生化学II				基本教養科目 (1科目)	
						コスメ開発論I				インターフェース科目 (1科目)	
1年次 後学期	情報・統計学	無機化学				有機化学I				英語B	19
		物理化学				生化学I				基本教養科目 (2科目)	
		分析化学I				コスメティックサイエンスPBL					
1年次 前学期	物理学概説					コスメティックサイエンス概論				大学入門科目I	21
	化学概説									情報基礎概論	
	生物学概説									英語A	
	微積分数学									基本教養科目 (2科目)	
	線形代数学										

5-8 カリキュラム表

専門教育科目の授業科目が、次ページの表に示されている。表の見方は以下のとおりである。

- ①「単位数」の欄には、科目の単位数が記載されている。
- ②「必修・選択の別」は、科目ごとの必修科目・選択必修科目が記載されている。
「必修」は、必修科目であり、必ず履修しなければならない。
「選択」は、選択必修科目であり、指定された科目の中から、指定された科目数を選んで履修しなければならない。
- ③「開講時期」は、学年及び開講学期に“○”が記載されている。

科目区分	授業科目名	単位数	必修・選択の別		1年次		2年次		3年次		4年次		備考	
					前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期		
基礎科目	物理学概説	2	必修		○									
	化学概説	2	必修		○									
	生物学概説	2	必修		○									
	学術英語	2	必修						○					
	化学物質演習	1	必修							○				
	微積分学	2	必修		○									
	線形代数学	2	必修		○									
	情報・統計学	2	必修			○								
専門科目	化学情報処理	2	必修							○				
	理学系	無機化学	2	必修			○							
		物理化学	2	必修			○							
		分析化学Ⅰ	2	必修			○							
		分析化学Ⅱ	2	選択				○						
		量子化学	2	選択					○					
		溶液化学	2	選択					○					
		生物無機化学	2	選択						○				
		化学熱力学	2	選択						○				
	有機機器分析化学	2	選択							○				
	農学系	植物生理学	2	必修				○						
		植物資源学	2	必修				○						
		分子生物学	2	必修					○					
		酵素化学	2	必修						○				
		食品衛生学	2	選択					○					
		栄養化学	2	選択					○					
遺伝学		2	選択						○					
植物育種学		2	選択							○				
コア科目	有機化学Ⅰ	2	必修			○								
	有機化学Ⅱ	2	必修				○							
	機器分析学	2	必修						○					
	コロイド・界面化学	2	必修							○				
	生化学Ⅰ	2	必修			○								
	生化学Ⅱ	2	必修				○							
	天然物化学	2	必修					○						
	微生物学	2	必修						○					
	皮膚科学	2	必修					○						
	生理学	2	必修							○				
	コスメティックサイエンス概論	2	必修			○								
	コスメ開発論Ⅰ	2	必修				○							
	コスメ開発論Ⅱ	2	必修						○					
	コスメティックサイエンスPBL	2	必修				○							
	コスメティックサイエンス実験Ⅰ	2	必修				○							
	コスメティックサイエンス実験Ⅱ	2	必修					○						
	コスメティックサイエンス実験Ⅲ	4	必修						○					
	コスメティックサイエンス実験Ⅳ	4	必修							○				
卒業研究	8	必修									○			
学環周辺科目	分子薬理学	2	必修					○						
	科学技術者倫理	1	必修					○						
	知的財産法	2	必修						○*	*基本教養科目「法律学」を履修していることが望ましい。				
	毒性学	2	必修							○				
	体内動態論	2	選択						○					
	コスメ文化論	2	選択			○								
	マーケティングマネジメント	2	選択							○				
	食物学	2	選択				○							
	デザインプロジェクト演習	2	選択							○				
	企業インターンシップS	1	選択							○				
企業インターンシップL	2	選択							○					

6 資格関係

コスメティックサイエンス学環では、特徴ある専門科目が開講されており、それらの中には、各種の資格を取得するための要件となっている授業科目がある。コスメティックサイエンス学環で取得できる資格は下記のとおりである。

資格取得に必要な授業科目を履修し、所定の単位を修得すると、学環卒業と同時に、あるいは卒業後に一定期間の実務経験を経て、下記の資格が得られる。

毒物劇物取扱責任者

学環のカリキュラムは、化学に関する授業科目の単位数が必須科目・選択科目等を合わせて 28 単位以上となるため、毒物及び劇物取締法第 8 条に定める厚生労働省令で定める学校で、応用化学に関する学課となるため、学環を卒業することで、毒物劇物取扱責任者の資格を有する。

毒物又は劇物を取り扱う場合には、国又は各都道府県の登録、許可、届出が必要です。毒物劇物取扱責任者とは、毒物又は劇物の製造業、輸入業又は販売業を行うにあたり、毒物又は劇物による保健衛生上の危害の防止するために必ずおこななければならない資格者です。

化粧品総括製造販売責任者

化学に関する授業科目を 12 単位以上履修し、所定の単位を修得すると、在籍中または卒業後に、薬機法に基づく「化粧品総括製造販売責任者」の資格を申請することができる。

化粧品総括製造販売責任者とは、化粧品製造販売業において化粧品の「品質管理」と「安全管理」の管理監督を行う立場にある資格者である。

7 規則及び内規等

7-1 佐賀大学コスメティックサイエンス学環規則

(令和8年3月3日制定)

(趣旨)

第1条 佐賀大学コスメティックサイエンス学環(以下「本学環」という。)に関する事項は、国立大学法人佐賀大学基本規則(平成16年4月1日制定)及び佐賀大学学則(平成16年4月1日制定。以下「学則」という。)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(学環の目的)

第2条 本学環は、学生に自律的に学ぶ姿勢、原理・原則を理解する力、アイデア創出能力、問題発見能力、課題設定能力、構想力、モデル化能力及び課題解決・遂行能力を身に付けさせ、社会の変革に柔軟に適応できる幅広い教養及び化学・生物学の基礎力を土台として、学際的視点からコスメティックサイエンスに関連した広い分野で活躍できる科学・技術の専門的素養を持つ人材を養成することを目的とする。

(入学)

第3条 本学環に入学することのできる者は、学則第9条及び第14条に規定するところによる。

(教育課程の編成)

第4条 本学環の教育課程は、次の教育科目をもって編成する。

教養教育科目

専門教育科目

- 2 教養教育科目は、大学入門科目、共通基礎科目、基本教養科目及びインターフェース科目に区分する。
- 3 共通基礎科目は、外国語科目及び情報リテラシー科目に区分する。
- 4 基本教養科目は、自然科学と技術の分野、文化の分野及び現代社会の分野に区分する。
- 5 専門教育科目は、基礎科目、専門科目、コア科目及び学環周辺科目に区分する。

(履修方法)

第5条 学生は、本学環の定める教育課程により、教養教育科目及び専門教育科目から成る別表に示す単位を修得しなければならない。

- 2 教養教育科目の授業科目、単位数及び履修方法は、佐賀大学教養教育科目履修細則(平成25年2月27日全部改正)及び佐賀大学コスメティックサイエンス学環履修細則(令和7年12月24日制定。以下「履修細則」という。)の定めるところによる。
- 3 専門教育科目の授業科目、単位数及び履修方法は、履修細則の定めるところによる。

(履修手続)

第6条 学生は、履修しようとする授業科目について、各学期とも所定の期間内に定められた方法により履修手続をしなければならない。ただし、学期の中途から開始される授業科目については、その都度履修手続をしなければならない。

(成績判定及び単位の授与)

第7条 授業科目を履修した場合には、成績判定の上、合格した者に対して所定の単位を与える。

- 2 成績判定は、平素の学修状況、学修報告、論文及び試験等によって行う。
- 3 成績は、秀・優・良・可・不可の評語をもって表わし、秀・優・良・可を合格とし、不可は不合格

とする。

- 4 前項の規定にかかわらず、成績の判定に当たり、前項の評語により難いと佐賀大学教育委員会が認めた授業科目においては、合又は不可の評語をもって表すことができるものとし、合を合格とし、不可は不合格とする。

(試験)

第8条 試験は、各授業科目につき、学期ごとに行うことを原則とする。

- 2 追試験及び再試験については、コスメティックサイエンス学環追試験及び再試験に関する内規（令和8年1月28日制定）の定めるところによる。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第9条 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）における授業科目の履修、大学以外の教育施設等における学修及び入学前の他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）における授業科目の履修により修得した単位について、教授会の議を経て、認定する。

(転入学及び再入学した者の履修科目等の認定)

第10条 転入学又は再入学した者の履修科目及び修得単位数は、教授会の議を経て、認定する。

(卒業の要件)

第11条 本学環を卒業するには、所定の期間在学し、第4条に規定する教育課程を履修し、かつ、所定の単位を修得しなければならない。

(科目等履修生)

第12条 科目等履修生に関する事項は、佐賀大学科目等履修生規程（平成16年4月1日制定）の定めるところによる。

(特別聴講学生)

第13条 特別聴講学生に関する事項は、佐賀大学学生交流に関する規程（平成16年4月1日制定）の定めるところによる。

(研究生)

第14条 研究生に関する事項は、佐賀大学研究生規程（平成16年4月1日制定）の定めるところによる。

(外国人留学生)

第15条 外国人留学生に関する事項は、佐賀大学外国人留学生規程（平成16年4月1日制定）の定めるところによる。

(公開講座)

第16条 本学環の主催する公開講座については、教授会の議を経て、これを行うものとする。

(雑則)

第17条 この規則に定めるもののほか、本学環に関し、必要な事項は、教授会において定める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

7-2 佐賀大学コスメティックサイエンス学環履修細則

(令和7年12月24日制定)

(趣旨)

第1条 佐賀大学コスメティックサイエンス学環学生(以下「学生」という。)の教養教育科目及び専門教育科目の履修については、佐賀大学学則(平成16年4月1日制定)、佐賀大学教養教育科目履修規程(平成25年2月27日全部改正)、佐賀大学教養教育科目履修細則(平成25年2月27日全部改正)、佐賀大学学部間共通教育科目履修規程(平成25年2月27日制定)及び佐賀大学コスメティックサイエンス学環規則(令和8年3月3日制定。以下「学環規則」という。)に定めるもののほか、この細則の定めるところによる。

(教養教育科目等)

第2条 大学入門科目は、大学入門科目Ⅰを必修とする。

- 2 共通基礎科目における外国語科目は、英語を必修とする。ただし、外国人留学生については、英語又は日本語のうち、母語以外の1か国語を選択して履修するものとする。
- 3 共通基礎科目における情報リテラシー科目は、情報基礎概論を必修とする。
- 4 基本教養科目は、「自然科学と技術の分野」、「文化の分野」、「現代社会の分野」の各分野から2単位以上、計12単位以上を修得しなければならない。

(専門教育科目)

第3条 専門教育科目における基礎科目、専門科目、コア科目及び学環周辺科目の授業科目、単位数及び履修方法は、別表Ⅰのとおりとする。

- 2 前項の科目の配当年次は、別に定める。

(大学院先行履修科目)

第4条 3年次生及び4年次生は、大学院先行履修科目を履修することができる。

- 2 大学院先行履修科目を履修し、修得した単位は卒業要件の単位の中に算入しない。
- 3 その他大学院先行履修科目の履修に関し必要な事項は、別に定める。

(転入学及び再入学した者の履修科目等の認定)

第5条 学環規則第10条に規定する転入学又は再入学した者の履修科目及び修得単位数の認定については、別に定める。

(履修手続)

第6条 学生は、学環規則第6条に規定する履修手続を、各学期とも所定期間内に終えなければならない。

- 2 前項の履修手続をしていない科目の単位は、認定しない。
- 3 履修科目として登録できる単位数の上限等は、別に定める。

(卒業研究)

第7条 卒業研究に関する細目は、別に定める。

(雑則)

第8条 この細則に定めるもののほか、学生の履修に関し必要な事項は、教授会で定める。

附 則

この細則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

7-3 コスメティックサイエンス学環卒業研究に関する細目

(令和7年12月24日制定)

- 1 卒業研究は通年科目とし、着手時期は学年の始めとする。
- 2 卒業研究の履修は、原則として3年次後学期の終了時までには卒業に必要な124単位のうち、100単位以上修得し、かつ「コスメティックサイエンスPBL」及び「コスメティックサイエンス実験Ⅰ～Ⅳ」を修得しておかなければならない。
- 3 卒業年次の学生は、学年始めに指導教員と協議し、研究題目を定め、卒業研究を行う。ただし、単位修得状況が良くない場合は、卒業研究を保留されることがある。
- 4 卒業論文及び論文要旨は、卒業年次の所定の期日までに指導教員に提出しなければならない。
- 5 卒業論文の審査は、指導教員がこれにあたる。
- 6 学生は、卒業論文発表会において論文の概要を発表しなければならない。

附 則

この細目は、令和8年4月1日から施行する。

7-4 佐賀大学コスメティックサイエンス学環における履修科目として登録できる単位数の上限等に関する内規

(令和7年12月24日制定)

(趣旨)

第1条 佐賀大学コスメティックサイエンス学環における履修科目として登録できる単位数の上限等については、佐賀大学学則（平成16年4月1日制定）及び佐賀大学コスメティックサイエンス学環履修細則（令和7年12月24日制定）に定めるもののほか、この内規の定めるところによる。

(登録単位数の対象授業科目)

第2条 履修科目として登録できる単位数（以下「登録単位数」という。）の対象となる授業科目は、佐賀大学及び他大学等で履修する卒業要件として修得すべき授業科目とする。ただし、休日及び佐賀大学が定める休業日において開講する授業科目並びに基本教養科目は、登録単位数の対象としない。

(登録単位数の上限)

第3条 登録単位数の上限は、年次・学期ごとに、次の表に掲げるとおりとする。ただし、最終年次については登録単位数設定の対象としない。

卒業要件 単位数	1年次		2年次		3年次	
	前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期
124単位	21単位	21単位	21単位	21単位	21単位	21単位

(登録単位数の特例)

第4条 前条の規定に関わらず、学期末に当該学期の成績優良者として認定を受けた学生については、申請することにより、次学期において登録単位数の上限を超えて履修科目を登録することができる。

(成績優良者の認定及び登録単位数の上限を超えて登録できる単位数)

第5条 前条の成績優良者の認定基準及び当該成績優良者が登録単位数の上限を超えて履修できる単位数は、次のとおりとする。

成績優良者の認定基準		次学期に上限を超えて登録 できる単位数
当該学期の修得単位数	当該学期の学期 GPA	
14単位以上	2.5以上	4単位

2 成績優良者として認定した学生には、その旨を各学期の終了時に通知する。

(雑則)

第6条 この内規に定めるもののほか、登録単位数の上限等に関し必要な事項は、学環長が定める。

附 則

この内規は、令和8年4月1日から実施する。

7-5 佐賀大学コスメティックサイエンス学環における大学院先行履修科目の履修に関する内規

(令和8年度1月28日制定)

(趣旨)

第1条 この内規は、佐賀大学コスメティックサイエンス学環履修細則(令和7年12月24日制定)第4条の規定に基づき、佐賀大学コスメティックサイエンス学環(以下「本学環」という。)における大学院先行履修科目の履修(以下「先行履修」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(履修科目)

第2条 大学院先行履修科目は、別に定める。

(履修資格)

第3条 先行履修ができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 佐賀大学大学院に進学を希望する者
- (2) 3年次以上に在籍する者で、GPA 2.5以上のもの
- (3) 指導教員等の了承を得ている者

(履修科目の上限)

第4条 先行履修のため履修登録することができる単位数の上限は、15単位とする。

(雑則)

第5条 この内規に定めるもののほか、先行履修に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、令和8年4月1日から施行する。

7-6 佐賀大学コスメティックサイエンス学環における他の大学等における授業科目の履修等に関する取扱要領

(令和8年1月28日制定)

(趣旨)

第1条 この要領は、佐賀大学学則（平成16年4月1日制定）第23条及び佐賀大学コスメティックサイエンス学環規則（令和8年3月3日制定）第9条に規定する他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学部を含む。以下「他大学等」という。）における授業科目の履修及び修得した単位の認定（以下「単位認定」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(授業科目の履修等)

第2条 単位認定を希望する学生は、あらかじめ所定の申請書に他大学等で履修を希望する授業科目の講義内容等の資料を添えて自然科学事務部コスメティックサイエンス学環教務担当に提出し、認定の可否についてコスメティックサイエンス学環運営会議（以下「運営会議」という。）の事前審査を受けなければならない。ただし、事前に申請することが困難な場合は、単位修得後に審査を受けるものとする。

2 前項の審査にあたって、教育委員は、認定可否案を作成し、運営会議に提出するものとする。

(単位認定の申請)

第3条 前条第1項本文の事前審査にて単位認定を可とされた学生は、他大学等で修得した単位を証明するものを自然科学事務部コスメティックサイエンス学環教務担当に提出し、運営会議の単位認定審査を受けなければならない。

2 前条第1項ただし書きの事前審査を受けていない学生は、他大学等で修得した単位を証明するもののほか前条第1項本文の事前審査に必要な所定の申請書及び当該授業科目の講義内容等を自然科学事務部コスメティックサイエンス学環教務担当に提出し、運営会議の単位認定審査を受けなければならない。

(単位認定)

第4条 運営会議は、単位認定審査の結果に基づき、認定案を作成し、コスメティックサイエンス学環教授会に諮らなければならない。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から実施する。

7-7 佐賀大学コスメティックサイエンス学環追試験及び再試験に関する内規

(令和8年1月28日制定)

(追試験)

1. やむを得ない理由により、定期試験を欠席し、受験できなかった授業科目について、追試験願を提出した者については、運営会議の議を経て追試験を行うことがある。

(2) 「やむを得ない理由」として認められる事例は次のとおりとし、証明書等を添付しなければならない。

- 1) 天災
- 2) 交通機関の事故
- 3) 交通事故
- 4) 病気
- 5) 肉親の死亡（二親等以内）
- 6) 就職試験（採用選考を伴わない会社説明会及びインターンシップ等は含まない。）
- 7) その他

2. 追試験を希望する者は、原則として定期試験期間の最終日から7日以内に追試験願を自然科学事務部コスメティックサイエンス学環教務担当に提出しなければならない。

(2) 1. (2) 7) に該当する場合は、原則として定期試験期間初日の7日前までに追試験願を提出するものとし、そのときは速やかに運営会議で追試験の実施の可否を決定する。

(再試験)

3. 成績判定が不合格となった者に対し、担当教員が教育上必要と認めた場合に再試験を実施することができる。

(2) 再試験の合格の評価は「(可)」とする。また、成績の提出は、当該学期末までとする。

4. 教養教育センターにおいて開設される教養教育科目の追試験及び再試験については、教養教育センターの定めるところによる。

附 則

この内規は、令和8年4月1日から施行する。

7-8 佐賀大学定期試験実施要項

平成16年7月21日

副学長制定

- 1 定期試験は、原則として、所定の期間内に行うものとする。ただし、週複数回授業を実施するものについては、別に定期試験日を設けるものとする。
- 2 定期試験の校時は、次のとおりとする。
なお、試験時間は、問題配布及び解答紙回収を含め90分以内に収まるように設定しなければならない。

第1校時	8:50~10:20
第2校時	10:30~12:00
第3校時	13:00~14:30
第4校時	14:40~16:10
第5校時	16:20~17:50
- 3 定期試験問題は、印刷に付することを原則とする。
- 4 試験監督者は、受験者が100人を超える場合は、2人以上配置とすることが望ましい。
- 5 試験監督者は、原則として、教員とする。
- 6 試験室の出入り口は、1か所に限定し、他の出入口は閉鎖する。
- 7 遅刻については、試験開始後10分までは入室を許可し、受験させる。
- 8 退室については、試験開始後30分間は許可しない。
- 9 試験監督者は、試験開始前に下記の事項を受験生に伝えるものとする。
 - (1) 学生証の表を上にして机の上に置くこと。
 - (2) 机の上に置けるものは、学生証・筆記用具（筆箱を除く。）・消しゴム・眼鏡・時計（計時機能だけのもの）及び担当教員が持込みを許可したものとする。
 - (3) 携帯電話・スマートフォン等の電子機器類・教科書・ノート・参考書等は、かばんの中にしまい、そのかばんは机の下又は横に置くこと。これらを扱った場合、または注意されたにも関わらず、かばんにしまわず、身につけていたり手に持っているとは不正行為とみなされること。
 - (4) 携帯電話等の音のでる機器は、電源を切ること。
 - (5) 試験開始後30分までは中途退室はできないこと。
 - (6) 不正行為の取扱いについて、説明を行うこと。
- 10 試験監督者は、試験室において机上の学生証により、受験生本人であることを確認するものとする。試験当日に、学生証を所持していない学生については、学務部教務課又は医学部学生課で交付さ

れた定期試験受験許可証で確認するものとする。

- 1 1 試験監督者は、試験室内の巡視を十分に行うなどの方法により、不正行為の未然防止に留意するとともに、必要に応じて適宜注意等を与える等試験の厳正な実施に最大限努めるものとする。
- 1 2 不正行為が生じたと判断した場合の措置は、次の各号のとおりとする。
 - (1) 試験監督者は、直ちに当該学生の受験を中断させ、不正行為に係る資料を確保する。
 - (2) 試験監督者は、発生届により不正行為の態様・時間、措置等を記録する。
 - (3) 試験監督者は、当該学生に試験が終わるまで解答をせずに受験していた席で待機するように伝える。
 - (4) 試験監督者は、試験終了後、当該学生を伴って学務部教育企画課、教務課又は医学部学生課に不正行為と思われる事態の発生を伝え、不正行為に係る資料を提出する。
 - (5) 試験監督者は、次の時間に当該学生の試験科目がある場合は、当該学生に試験を受けさせ、その日の試験終了後に学務部教育企画課、教務課又は医学部学生課に行くよう伝える。また、発生届の内容について学生へ確認を求める。
 - (6) 事務担当者は、当該学部長等への連絡等必要な措置を行う。
- 1 3 定期試験成績は、試験終了後速やかに、学部にあつては当該学部又は教養教育センターの教務を担当する係に、大学院にあつては各研究科の教務を担当する係に、提出しなければならない。

附 則

この要項は、平成16年7月21日から実施し、平成16年4月1日から適用する。

附 則（平成19年7月13日改正）

この要項は、平成19年7月13日から実施し、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成22年2月8日改正）

この要項は、平成22年4月1日から実施する。

附 則（平成24年12月3日改正）

この要項は、平成24年12月3日から実施する。

附 則（平成26年2月18日改正）

この要項は、平成26年4月1日から実施する。

附 則（平成26年12月25日改正）

この要項は、平成26年12月25日から実施する。

附 則（平成28年3月9日改正）

この要項は、平成28年4月1日から実施する。

附 則（平成29年3月23日改正）

この要項は、平成29年4月1日から実施する。

附 則（令和3年9月16日改正）

この要項は、令和3年9月16日から実施する。

附 則（令和4年3月30日改正）

この要項は、令和4年4月1日から実施する。

附 則（令和6年1月23日改正）

この要項は、令和6年1月23日から実施する。

附 則（令和7年3月27日改正）

この要項は、令和7年4月1日から施行する。

7-9 定期試験受験心得

1 試験室の出入りについて

- (1) 試験室には、前の時間の監督教員が退室した後に入室すること。
- (2) 試験室への出入りは、限定された出入口のみで行う。

2 答案紙について

- (1) 学籍番号及び氏名を必ず記入すること。
- (2) 答案紙は退室に際し、室外に持ち出すことを厳禁する。

3 遅刻及び退室について

- (1) 遅刻 試験開始時刻から10分間は、監督教員への申出の後に入室・受験できる。
- (2) 退室 試験開始時刻から30分間を経過しなければ、退室は許可しない。

4 学生証

- (1) 学生証は、受験中必ず机の上に置くこと。
- (2) 学生証不持参加者は、学務部教務課又は医学部学生課で定期試験受験許可証の交付を受けること。

5 机の上に置けるものは、学生証のほか、筆記用具（筆箱を除く）・消しゴム・眼鏡・時計（計時機能だけのもの）及び担当教員が持込みを許可したものとする。

6 携帯電話・スマートフォン等の電子機器類・教科書・ノート・参考書等はかばんの中にしまい、そのかばんは机の下又は横に置くこと。これらを扱った場合、または注意されたにも関わらず、かばんにしまわず、身につけていたり手に持っているとは不正行為とみなされる。なお、かばんがない場合は監督者に預けること。

7 携帯電話等音の出る機器は、電源を切っておくこと。

8 試験中の物品の貸借は、原則として許可しない。

附 則

この心得は、平成19年4月1日から実施する。

附 則

この心得は、平成26年12月25日から実施する。

附 則

この心得は、令和3年9月16日から実施する。

附 則

この心得は、令和6年1月23日から実施する。

7-10 佐賀大学における気象警報・避難情報発表時等における授業等の取扱いに関する要項

(平成16年4月1日制定)

(趣旨)

第1 この要項は、台風等の自然災害等による佐賀大学の学生（以下「学生」という。）の事故を防止するため、気象警報・避難情報（以下「気象警報等」という。）発表時等における授業等の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 気象警報 佐賀地方気象台が佐賀市を対象に発表する特別警報（大雨、暴風、暴風雪、大雪）又は暴風警報（台風接近に伴う。）をいう。
- (2) 避難情報 佐賀市が佐賀市本庄町を対象に発令する高齢者等避難、避難指示又は緊急安全確保をいう。
- (3) 授業等 授業（定期試験期間における試験を含む。ただし、遠隔授業等（多様なメディアを高度に利用し、教室等以外の場所で履修することが可能な授業をいう。）を除く。）をいう。
- (4) 実習等 教育実習、病院実習、介護等体験実習及びインターンシップ等をいう。

(休講措置)

第3 気象警報等による休講措置は、次に掲げるところによる。

- (1) 午前6時から午前8時50分までの間において気象警報等が発表されている場合又は発表された場合は、その日の午前中の授業等を休講とする。
- (2) 午前8時50分より後の時刻において、気象警報等が発表されている又は発表された場合は、当該時刻以降の授業等を休講とする。ただし、午前10時までに気象警報等が解除された場合は、その日の午後からの授業等は実施する。
- (3) 前号の規定にかかわらず、学部、研究科又は教養教育センターの長（以下「学部長等」という。）が、安全保持のため、施設内に学生を待機させておくことが適切であると判断する場合は、実施中の授業等に限り、休講としないことができる。この場合において、当該学部長等は、当該対応の状況を速やかに学長があらかじめ指名した副学長に報告しなければならない。

第4 第3以外の休講措置は、学長があらかじめ指名した副学長、及び学部長等の協議により決定し、速やかに学長に報告するものとする。ただし、緊急の場合は、学長が決定する。

2 第3第3号の規定は、前項の規定により休講措置を行う場合に準用する。

(周知方法)

第5 第3及び第4に係る休講措置の周知は、次に掲げるところによる。

- (1) 学生センターは、学生に対して掲示等により速やかに周知する。ただし、授業等実施中の場合は、担当教員を通じて周知を図る。
- (2) 担当授業等が休講となる非常勤講師については、学生センターから電話等により速やかに周知を図る。
- (3) 学生センターのホームページに掲載する。
- (4) テレビ・ラジオ等を通じて周知を図る。

(気象警報等の確認)

第6 気象警報等の発表及び解除の確認は、テレビ・ラジオ等の発表によるものとする。

(実習等)

第7 実習等においては、各実習先の判断によるものとする。

(休講措置の補充)

第8 休講措置の補充については、学長があらかじめ指名した副学長及び学部長等の協議により決定する。

(遅刻・欠席の取扱い)

第9 気象警報等発表の有無にかかわらず、悪天候時における公共交通機関の運行停止その他のやむを得ない理由により、授業等に遅刻し、又は欠席（早退を含む。）した学生については、当該学生が申し出ること、当該学生に不利益が生じないよう取り扱うものとする。

(その他)

第10 第1から第9までに定めるもののほか、津波、地震その他不測の事態が生じた場合についても、第9までの定めを準用する。

第11 有田キャンパスにおいて開講される授業科目の気象警報等発表時等における授業、試験、実習及び遠隔授業等の取扱いについては、芸術地域デザイン学部が別に定める。また、医学部専門教育科目の気象警報等発表時等における授業、試験、実習及び遠隔授業等の取扱いについては、医学部が別に定める。

この申合せは、平成16年4月1日から実施する。

この申合せは、平成18年9月12日から実施する。

この申合せは、平成20年4月17日から実施し、平成19年9月12日から適用する。

この申合せは、平成22年4月1日から実施する。

この申合せは、平成22年5月28日から実施する。

この申合せは、平成22年10月1日から実施する。

附 則（平成22年11月24日改正）

この申合せは、平成22年11月24日から実施する。

附 則（平成23年12月12日改正）

この要項は、平成24年4月1日から実施する。

附 則（平成25年2月5日改正）

この要項は、平成25年4月1日から実施する。

附 則（平成26年3月26日改正）

この要項は、平成26年4月1日から実施する。

附 則（平成28年3月25日改正）

この要項は、平成28年4月1日から実施する。

附 則（平成29年2月14日改正）

この要項は、平成29年4月1日から実施する。

附 則（令和2年8月17日改正）

この要項は、令和2年8月17日から実施する。

附 則（令和３年１１月１７日改正）

この要項は、令和３年１１月１７日から実施する。

附 則（令和４年６月９日改正）

この要項は、令和４年６月９日から実施する。

附 則（令和７年３月２７日改正）

この要項は、令和７年４月１日から実施する。